

第 2 期学校規模適正化事業の実施に伴う経過措置について

◇平成 20 年度(2008 年度)の経過措置

青山台 1 丁目在住の児童

- ①平成 20 年度 (2008 年度) の新 1 年生と他校区からの転入生は、北千里小学校に通学することも可能とします。
- ②平成 20 年 (2008 年) 3 月 31 日に北千里小学校に在籍する 1 年生は、北千里小学校に通学することも可能とします。
- ③平成 20 年 (2008 年) 3 月 31 日に北千里小学校に在籍する 2 年生から 5 年生は、北千里小学校に通学することとします。ただし、平成 19 年度 (2007 年度) において、「指定校変更についての要望書」の提出により北千里小学校に在籍する 2 年生から 5 年生は、北千里小学校に通学することも可能とします。

※平成 20 年度 (2008 年度) の古江台 3 丁目在住の児童・生徒について

- ①小学 1 年生から 6 年生は北千里小学校に通学していただきます。
- ②中学 1 年生から 3 年生は青山台中学校に通学していただきます。

◇平成 21 年度(2009 年度)以降の経過措置

古江台 3 丁目在住の児童

- ①平成 21 年 (2009 年) 3 月 31 日に北千里小学校に在籍する 1 年生から 5 年生は、卒業時まで青山台小学校に通学することも可能とします。
- ②兄弟関係がある新 1 年生が、校区変更によって兄弟と別の小学校に通学することになる場合は、卒業時まで兄弟と同じ小学校に通学することも可能とします。
- ③平成 21 年 (2009 年) 3 月に北千里小学校を卒業する児童は、青山台中学校に通学することも可能とします。
- ④青山台小学校を卒業する児童は、青山台中学校に通学することも可能とします。